

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
神奈川社会福祉専門学校	平成4年2月10日	川口英一	〒254-0046 神奈川県平塚市立野町1番1 (電話) 0463-30-3231																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人鶴嶺学園	昭和60年11月1日	竹内恵司	〒254-0036 神奈川県平塚市宮松町15番16号 (電話) 03-6734-2939																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	平成7年文部科学省告示第7号	-																			
学科の目的	高齢化社会の進展に伴い、量的・質的なものに加え、多岐にわたる分野より介護人材に対するニーズが求められるようになってきている。本学科は、利用者とその介護者の個別ニーズを理解するコミュニケーション力に優れ、人権擁護の視点と職業倫理、使命感を備えた「現場力」の高い介護福祉士を養成するために設置するものである。																						
認定年月日	平成28年2月29日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験																	
2	昼間	2432時間	1532時間	410時間	490時間	0時間																	
生徒総定員	生徒定員	留学生数(生徒委員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
80人	38人	0人	6人	15人	21人																		
学期制度	■前期: 4月1日～9月15日 ■後期: 9月16日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 前期・後期ごとに、試験等による成績評価教育課程表に定める授業時間数の3分の2(実習にあたっては5分の4)未満の者については当該科目の履修の認定は行わない。																		
長期休み	■学年始め: 4月1日～4月10日 ■夏季: 8月1日～9月15日 ■冬季: 12月8日～1月7日 ■学年末: 3月21日～3月31日		卒業・進級条件		進級: 1年次の履修科目全てにおいて合格(60点以上)であること 卒業: 2年次の履修科目全てにおいて合格(60点以上)																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・電話にて、本人及び保護者への日常的な連絡。 ・本人及び保護者面談の実施		課外活動		■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等近隣福祉施設、イベント等でのボランティア活動																		
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成30年度卒業生) 高齢者・障害者等の福祉施設		主な学修成果(資格・検定等)※3		■国家資格・検定/その他(民間検定等) (平成30年度卒業生に関する平成31年5月1日時点の情報)																		
	■就職指導内容 ・就職ガイダンス・就職担当、教員による面接トレーニング ・企業による会社説明会				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>11人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	11人	11人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
介護福祉士	②	11人	11人																				
0	0	0	0																				
0	0	0	0																				
0	0	0	0																				
■卒業者数: 16人		■就職希望者数: 16人		■就職者数: 16人		■就職率: 100%																	
■卒業者に占める就職者の割合: 100%		■その他 ・進学者数: 0人		※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)		■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																	
(平成 30年度卒業生に関する平成31年5月1日時点の情報)																							
中途退学の現状	■中途退学者 4名 平成30年4月1日時点において、在学者42名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者38名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 経済的理由、進路変更、体調不良		■中退率 9.5%																				
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 成績優秀者への奨学金		■専門実践教育訓練給付: 給付対象																				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																						
当該学科のホームページURL	URL: <a href="http://www.kanafuku.ac.jp">http://www.kanafuku.ac.jp</a>																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について  
①「就職率」としては、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について  
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、卒業生数のうち就職者総数の割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱わず)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)  
認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業数社の役職員や、介護福祉業界の各部門の専門家と協同し教育課程を編成する。専門性の高い技術を持ち現場対応力の高い人材の育成をテーマとし、教育課程編成委員会と連携して、高度な職業教育を通じて自立した職業人育成を目指せるような教育課程を編成する。介護福祉業界における産業振興の方向性や、新しく身に付けるべき知識やスキルを、実務に携わる専門家の意見を随時取り入れることによって、教育課程に反映し改善させていく。また、教育課程編成委員会の委員所属先以外の企業にも、別途求める人材や最近の動向についてのアンケートを実施し、その結果を教育課程編成委員会において活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会構成員は学校法人鶴嶺学園職員と企業関係者等の外部委員から成るものとし、互いの意見を十分に活かし、より良い教育課程の編成を協力して行うものと位置付けている。3月実施の教育課程編成委員会では、年度の総括と次年度の内容の精査をおこなう。5月の編成委員会では次年度に向けた新たな情報を取り入れ、教育課程の変更改善の元となる。審議を通じて示された要請その他の情報、意見は11月以降の本学科の教育課程の編成に活かされる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
竹内 恵司	学校法人鶴嶺学園理事長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
柳下 伸	NPO法人 トータルライフサポートクラブ	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	③
山田 龍	社団法人日本精神保健福祉士協会 神奈川支部 神奈川県精神保健福祉士協会 副会	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	①
武田 七郎	社会福祉法人 浦和福祉会 理事	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	③
関口 博紀	(有)せきぐち造花店マネージャー(卒業生)	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
境野 勝久	道塾慶陽館 主宰	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
竹内 圭介	(学)鶴嶺学園 副理事長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
川口 英一	(学)鶴嶺学園 神奈川社会福祉専門学校 校長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
林 茂	(学)鶴嶺学園 事務局長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (3月、5月)

(開催日時(実績))

第1回 平成30年5月26日 9:30～11:00

第1回 平成30年5月26日 9:30～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

カリキュラム変更に伴い、「夏期校外研修(キャンプ)」がなくなる。そのことにより介護科と社会科の交流も少なくなる。昨今他人とのコミュニケーションをとることが苦手な学生が増えている現状で、そのような要素をほかに設けるために、姉妹校があるメリットを活かし、日本ヒューマンセラモニー専門学校、湘南ウェディング専門学校との合同スポーツ大会を実施する提案があり、実施することにした。また、介護の国家試験対策を2年の後期に行っているが、合格率向上のために1年前期より授業の中で国試対策の課題に取り組ませることの提案があり、取り入れることとした。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針  
 専門的な知識、技術、技能に加え『①グローバルな視点 ②ホスピタリティ精神 ③組織を動かすマネジメント能力』を座学だけでなく、実習・演習を通して身につけることによって、実践的かつ専門的なレベル・クォリティの高い人材を育成することを旨とする。  
 専門的かつ最新の業界動向の知識が必要な、専門教育科目の応用分野については、介護福祉業界に長年携わっている専門家の講師を招いて授業を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容  
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記  
 実習前に校内の担当教員と企業の実習講師が打合せを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価指標について定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や知識、技術、技能の習得状況を定期的に把握できるよう相互に情報交換を行う。実習修了時には、実習の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	コミュニケーションが比較的可能な障害施設と老人施設を実習し、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の受容と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。	サンレジデンス湘南、ソーレ平塚、平塚ふじみ園、中心荘第二老人ホーム、座間苑 他計24施設
介護実習Ⅱ	重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学習する。	サンレジデンス湘南、ソーレ平塚、平塚ふじみ園、中心荘第二老人ホーム、座間苑 他計24施設
介護実習Ⅲ	施設運営のプログラムに参加し、サービス全般について学び、同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について修得し、チームの一員として介護を遂行できるような現任準備教育を行う。	サンレジデンス湘南、ソーレ平塚、平塚ふじみ園、中心荘第二老人ホーム、座間苑 他計24施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
 関連業界より専門の講師を招いて、社会福祉に関する実務に即した最新の動向等の知識を担当教員に講義し、学生への指導へと活かしていく。更に、教員も関連施設、団体に派遣し研修を行うことで、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。  
 また、授業の進め方やシラバスの作成方法などに関する研修も実施し、常に授業方法の改善を工夫する姿勢を教員に徹底させる。  
 これらの研修は、学期毎に「教員による自己評価」と「学生による教員評価」を実施し、学務主任より個々の教員に結果を示しつつ、改善すべき点を指摘し、必要な研修を判別して計画的に受講させることを研修規定に基づいて決定している。

(2) 研修等の実績  
 ① 専攻分野における実務に関する研修等  
 研修名「 学校教育における合理的配慮について 」(連携企業等: 介護協東北ブロック )  
 期間: 8月28日(火) 対象: 教員  
 内容: 障害者差別解消法に則り、学生に対して合理的配慮が求められる場面が多くなる。具体的事例を通して学校としての対応策を学ぶ

② 指導力の修得・向上のための研修等  
 研修名「 行動科学マネジメント研修 」(連携企業等: 社)行動科学マネジメント研究所 )  
 期間: 8月20日(月) 対象: 教職員  
 内容: 昨今の学生に対するアプローチ手法の妥当性を検証。その人の「人格」に注目するだけでなく「行動」を評価する手法を学ぶ

(3) 研修等の計画  
 ① 専攻分野における実務に関する研修等  
 研修名「 介護研究発表会 」(連携企業等: 高齢者福祉研究大会、実践教育センター主催研究大会 )  
 期間: 2019年11月予定 対象: 教員  
 内容: 各校の介護教育研究の事例発表と質疑応答により、多くの事例を学ぶ

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「発達障がいの学生の対応について」(連携企業等:公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 )  
 期間:2019年8月予定 対象:教員  
 内容:昨今の発達障がい、学習障がいを持つ学生に対して適切な対応や話し方をまなぶ

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

産業界等のニーズに即した人材育成教育を行うため、企業等の学校関係者より、最新の情報、現場からの有用な意見を  
 得ることが必要である。そのために学校自己評価委員会を立ち上げた。また、その意見をもとに学校関係者評価委員会に  
 反映させている。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材等
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	教育成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

18歳人口の減少、大学進学率の上昇、職業的な人気の低下等の要因による学生数の減少は今後も避けられない事態に  
 なっているのが現状である。また、全国的な流れとして、外国人留学生、外国人介護士に対する国の施策も進んできてい  
 る。当校としても、外国人留学生に対する対策を進めるべきであるとの考えから、「日本語学科」の設立に取り組み始め  
 た。また、本科以外の持てる資格として、トータルライフをサポートするサン・ライフグループのメリットを活かし、人生の終  
 末期からご葬儀後まで体系だてて学ぶ「ライフエンディングパートナー資格」の導入を社会科、介護福祉科の学生に行うこ  
 ととした。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
菊地恵理子	社会福祉法人 恵伸会	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
境野勝久	道塾 慶陽館 主宰	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	教育関係者
武田七郎	社会福祉法人 浦和福祉会	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
柳下 伸	NPO法人トータルライフサポートクラブ	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <http://www.kanafuku.ac.jp>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校法人鶴嶺学園では、学校教育法、専修学校設置基準、更には各種関係法令を遵守して、健全な学校運営と教職員の資質向上に取り組んでいる。とりわけ本校は、介護福祉事業を担う人材を育成する教育機関として、社会で求められる人材を輩出する、実践的職業教育を提供している。本校は、こうした役割を担うに当たって、本校の情報を提供し、本校の教育活動への理解と協力、及び産業界との連携を促進することによって、産業界、学生、保護者、地域社会との信頼関係をより強めていきたいと考えている。

以下に示す学校情報を開示し、学校と企業等の学校関係者との相互理解を深め、学校運営に当たっての支援を得ていく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的・育成人材等
(2)各学科等の教育	学校運営
(3)教職員	教育活動
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教育成果
(5)様々な教育活動・教育環境	学生支援
(6)学生の生活支援	教育環境
(7)学生納付金・修学支援	学生の募集と受け入れ
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	法令等の遵守
(10)国際連携の状況	社会貢献
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)

URL: <http://www.kanafuku.ac.jp>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉科) 平成31年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の尊厳と自立	人間の多面的理解と尊厳の保持、自立、自律した生活を支える必要性について学ぶ	1後	30		○			○		○		
○			人間関係とコミュニケーション	自己理解と他者理解を深めることにより人間理解につなげていくこと、その上で人間関係の形成の為にコミュニケーション能力を修得する。	1前	30		○			○		○		
○			社会の理解Ⅰ (生活と社会福祉)	個人の暮らしと生活の在り方を社会福祉との関連で捉え、その意義と理念を修得する。	1前	30		○			○		○		
○			社会の理解Ⅱ (介護保険と諸制度)	介護保険法制度と障害者自立支援制度の創設と目的を修得する。	1後	30		○			○		○		
○			生命と疾患Ⅰ	生命や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習。介護とのかかわりの深い医学における疾患を理解する	1前	30		○			○		○		
○			生命と疾患Ⅱ	人体各部の名称を学び、介護上必要なからだのしくみや用語を理解できる。	1後	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解し、あらゆる介護場面に汎用できる介護の知識と技術を修得する。	1前	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅱ	他職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みについて修得する。	1後	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅲ (リスク管理)	リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を修得する。	1前	30		○			○		○		
○			コミュニケーション技術Ⅰ (コミュニケーションの基本)	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションを修得する。	1前	30		○	△		○		○		
○			コミュニケーション技術Ⅱ (特性に応じたコミュニケーション)	介護実践に必要とされる情報を関係者に伝達する技術を修得する。	1後	30		○	△		○		○		

○		生活支援技術Ⅰ	利用者が生活の中で求めていく幸せとは何かを的確に捉える力と、個性のある自律・自立や社会参加に向けた生活支援ができるようになることについて学習する	1 前	6 0		○	△		○	○		
○		生活支援技術Ⅱ	尊厳の保持の観点からどのような状態であってもその人の自立、自律を尊重し潜在能力を引出したり見守ることを含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術や知識を修得する。	1 後	6 0		○	△		○	○		
○		介護過程Ⅰ	自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価・多職種協働によるチームアプローチの必要性を把握する。	1 前	3 0		○	△		○	○		
○		介護過程Ⅱ	介護過程の理論と実習体験を関連付けながら介護過程を展開することができる能力を修得する。	1 後	6 0		○	△		○	○		
○		介護総合演習Ⅰ	実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設において学習する日を計画的に設けるなど学習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について個別の学習到達状況に応じた総合的な学習をする	1 前	3 0		△	○		○	○		
○		介護総合演習Ⅱ	介護実習Ⅰで学んだ課題をまとめ、報告、連絡、相談、討議などを通じて解決への道筋を作る能力を養う。	1 後	3 0		△	○		○	○		
○		発達と老化の理解Ⅰ	成長、発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や、身体機能の変化及びその特徴に関する基礎的な知識を修得する。	1 前	3 0		○			○	○		
○		発達と老化の理解Ⅱ	老化に伴う心身の変化やそれが日常生活に及ぼす影響、老年期に見られる家庭・地域での役割の変化や、友人との別れなどの喪失体験、就労の変化による経済的不安など、高齢者の気持ちについて把握する	1 後	3 0		○			○	○		
○		認知症の理解Ⅰ	認知症を取り巻く歴史的背景や施策、認知症のある人の現状を把握する	1 後	3 0		○			○	○		
○		こころとからだのしくみⅠ	こころとからだの両面から利用者の状態を見て、その状態がどのような要因から引き起こされているのか、その根拠となる知識を修得する。	1 前	3 0		○			○	○		
○		こころとからだのしくみⅡ	人体の構造や機能についての基本的な知識を学び、どのような障害や病気があっても、その人が望む環境の中で「活動」「参加」し続けられるよう支援できる能力を修得する。	1 後	3 0		○			○	○		
○		医療的ケアⅠ（吸引）	介護福祉士が「喀痰吸引」の医行為の一部を行うことができるようになった背景や医療的ケアを安全に実施するための基礎知識・手順を学ぶ。	1 前	5 0		○			○	○		

○		医療的ケアⅡ (経管)	介護福祉士が「経管栄養」の医行為の一部を行うことができるようになった背景や医療的ケアを安全に実施するための基礎知識・手順を学ぶ。リスクマネジメントや感染予防について専門職としての知識を学び理解する。	1 後	2 8		○		○	○								
○		医療的ケア演習Ⅰ (吸引)	介護福祉士が行う「喀痰吸引」の医行為について、安全に実施するための技術と実施手順の演習を行う。	1 前	4 8			○		○	○							
○		医療的ケア演習Ⅱ (経管)	介護福祉士が行う「喀痰吸引」の医行為について、安全に実施するための技術と、実施手順の演習を行う。	1 後	3 2			○		○	○							
○		介護実習Ⅰ (Ⅰ-1・Ⅰ-2)	コミュニケーションが比較的可能な障害施設と老人施設を実習し、利用者との人間的なふれあひを通じて、利用者の受容と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ	1 後	9 2					○	○	○	○					○
○		保健体育Ⅰ	体育実践を通して体力の維持、向上を図るとともに、自らの健康管理への関心を高めること、また、団体行動(チーム)での役割、リーダーシップなどを考える機会を与え、自分自身の状態に合わせながら運動を行う。	1 前	3 0					○	○		○					
○		介護福祉基礎Ⅰ	入学の導入教育として勉強の仕方、対人関係、基本的な生活態度の指導及び実習(ボランティア・校外研修)を通じて組織の一員としての役割や責任を理解する。	1 前	5 0		○		△	○		○						
○		介護福祉基礎Ⅱ	実習(キャンプ実習、鶴嶺祭、スポーツ大会、校外研修)を通じて組織の一員としての役割や責任を理解する。実習報告会を通じて実習に対する理解を深めさらに発表を通じてプレゼンテーション能力を高める。	1 後	8 0		○		△	○		○						
○		HRⅠ	学園生活の指導	1 前	1 5		○			○		○						
○		HRⅡ	学園生活の指導	1 後	1 5		○			○		○						
○		社会の理解Ⅲ (社会保障)	現代社会における社会保障の理念と意義について理解できるようにする。	2 前	3 0		○		△		○		○					
○		社会の理解Ⅳ (障害者支援制度)	障害者総合支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する。	2 後	3 0		○		△		○		○					
○		介護の基本Ⅳ (リハビリテーション)	「尊厳の保持」「自立支援」という介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を生活の観点から捉える。介護における安全の確保とリスクマネジメントを学ぶ。	1 後	3 0		○		△		○		○					



○		介護の基本V (レクリエーション)	レクリエーションの知識を学習することで、利用者の生活の幅を広げ、QOLの向上を実現するための支援をしていく知識と技術を習得する	2 前	3 0		○	△		○		○		
○		介護の基本VI (総論)	介護者としてさまざまな利用者に対して、自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。	2 後	3 0		○			○		○		
○		生活支援技術 Ⅲ	尊厳の保持の観点からどのような状態であってもその人の自立、自律を尊重し潜在能力を引出したり見守ることを含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術や知識を修得する	2 前	6 0			○		○		○		
○		生活支援技術 Ⅳ	自立した排泄行為の重要性について学べるように、おむつ装着者の身体的、精神的、社会的側面からその利点、欠点を学習する。	2 後	3 0			○		○		○		
○		生活支援技術 Ⅴ(調理)	様々な調理方法を実際に体験しながら、その技術を習得する。	2 前	3 0		△	○		○		○		
○		生活支援技術 Ⅵ(裁縫・洗濯・掃除)	高齢者・障害者の衣生活・住生活・家庭経営を主眼とした支援の目的を理解し、利用者の状況に応じた生活の支援のための知識・技術を学ぶ。	2 後	3 0		△	○		○		○		
○		生活支援技術 Ⅶ(家庭生活)	家事支援を行う際に必要となる家庭生活の管理に関する基礎的・基本的知識と技術を習得する。家事支援の意義と目的を踏まえて家庭生活の管理に関する支援を考えることができる。	2 前	1 5		○			○				○
○		生活支援技術 Ⅷ(居住環境)	利用者の尊厳の保持及び自立支援、介助者の負担軽減のための住環境整備について、その意義と必要性について理解し具体的な方法を学ぶ。居住する場所の環境が利用者にもたらす影響を知り、配慮すべきことを学ぶ。	2 前	1 5		○			○				○
○		コミュニケーション技術Ⅲ (手話)	手話で歌をうたったり、手話を通して自己表現をしコミュニケーション技術を高める。日常会話で必要な手話を理解する。	2 後	1 5		△	○		○		○		
○		コミュニケーション技術Ⅳ (障害・点字)	点字の体験を行い、簡単な点字の読み書きを学ぶ。	2 後	1 5		△	○		○		○		
○		介護過程Ⅲ	自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価・多職種協働によるチームアプローチの必要性を把握する。	2 前	3 0		○	△		○		○		
○		介護過程Ⅳ	自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価・多職種協働によるチームアプローチの必要性を把握する。	2 後	3 0		○	△		○		○		

○		介護総合演習Ⅲ	実習の教育効果をあげるため、介護実習前の生活支援の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習達成状況に応じた総合的な学習とする。	2 前	3 0				○	○	○						
○		介護総合演習Ⅳ	様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者や家族とのコミュニケーションの実践、生活支援の確認、他職種協働や連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。	2 後	3 0			△	○	○	○						
○		認知症の理解Ⅱ	心の変化、生活面への影響、支える家族の心の変化や生活面への影響について理解し、その支援の在り方を施行できる知識を修得する。	2 前	3 0			○		○	○						
○		障害の理解Ⅰ	障害のある人や身心や身体機能に関する基礎的知識を修得する。	2 前	3 0			○		○	○						
○		障害の理解Ⅱ	障害がある人だけでなく、その家族とどう関わるか、家族へのレスパイトケアについてなど基本的視点を把握する。	2 後	3 0			○		○	○						
○		こころとからだのしくみⅢ	入浴や清潔保持、身じたくに関連した人体の構造を図やビデオ等から視覚的に理解する。人体の機能を理解し、正常と異常の違いを知る	2 前	3 0			○		○	○						
○		こころとからだのしくみⅣ	睡眠や死にゆく人の人体の構造を図やビデオ等から視覚的に理解する。人体の機能を理解し、正常と異常の違いを知る。	2 後	3 0			○		○	○						
○		介護実習Ⅱ	重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学習する。	2 前	1 8 4					○	○	○					○
○		介護実習Ⅲ	施設運営のプログラムに参加し、サービス全般について学び、同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について修得し、チームの一員として介護を遂行できるような現任準備教育を行う。	2 後	1 8 4					○	○	○					○
○		保健体育Ⅱ	体育実践を通して体力の維持、向上を図るとともに、自らの健康管理への関心を高めること、また、団体行動（チーム）での役割、リーダーシップなどを考える機会を与え、自分自身の状態に合わせながら運動を行う	2 後	3 0				○		○	○					
○		就職指導	社会人として必要な一般常識やマナーを身につける就職に向けての心構えを養い、主体的な就職活動ができるようにする 就職に必要な書類の作成ができるようにする	2 前	3 0			○	△	○	○						

○		介護総論（国家試験対策）	卒業時共通認定試験の合格を目指す	2後	60		○	△		○	○								
○		介護福祉基礎Ⅲ	実習（ボランティア・校外研修）を通じて組織の一員としての役割や責任を理解する。	2前	30		○		△	○	○								
○		介護福祉基礎Ⅳ	実習（キャンプ実習、鶴嶺祭、スポーツ大会、校外研修）を通じて組織の一員としての役割や責任を理解する。実習報告会を通じて実習に対する理解を深めさらに発表を通じてプレゼンテーション能力を高める。	2後	64		○		△	○	○								
○		HRⅢ	学園生活の指導	2前	15		○			○	○								
○		HRⅣ	学園生活の指導	2後	15		○			○	○								
合計				63科目		2432単位時間（ 単位）													

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
必修科目2432時間の授業時間を「不可」なく修めること		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。